

教第57号議案

神戸市立小磯記念美術館協議会委員を委嘱する件
神戸市立小磯記念美術館協議会委員を次のとおり委嘱する。

平成30年12月10日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

1 委嘱する委員

別紙のとおり

2 任 期

平成31年1月1日から平成32年12月31日まで

理 由

神戸市立小磯記念美術館条例第11条の規定に基づき、委員を委嘱する必要があるため。

神戸市立小磯記念美術館協議会 第12期委員名簿

(任期:H. 29. 1. 1~30. 12. 31)

区分	氏名	役職	性別 年齢	在任期
学校教育	オカダ シツウヘイ 岡田 修平	神戸市立小学校教育研究部図工部長 (神戸市立御蔵小学校長)	男 52	1期目
社会教育	タマモリ たりほ 玉森 たりほ	神戸市婦人団体協議会理事	女 76	1期目
家庭教育	ツジモト マヤヨ 辻本 真也子	神戸市PTA協議会 組織運営専門委員会委員長	女 40	1期目 (H30. 1. 1~)
学識経験	クマダ シツサ 熊田 司 (会長)	関西学院大学講師 (元和歌山県立近代美術館館長) 「近代日本美術史学」	男 67	4期目
	キシノ コロト 岸野 裕人	姫路市立美術館館長 「近代日本美術史学」	男 66	2期目
	ヤマワキ サエヨ 山脇 佐江子	独立行政法人国立美術館監事 「美術評論家」	女 69	1期目
	マスノ トシノリ 増野 俊則	神戸新聞社論説委員 (元神戸市立博物館副館長)	男 67	2期目
その他 大学生 (教育委員会が適当と認めるもの)	ヤマダ リオ 山田 莉緒	大学生 (甲南大学地域連携センター推薦)	女 20	1期目 (H30. 1. 1~)



神戸市立小磯記念美術館協議会 第13期委員名簿(案)

(任期:H. 31. 1. 1~32. 12. 31)

区分	氏名	役職	性別 年齢	在任期
学校教育	オカダ シツウヘイ 岡田 修平	神戸市立小学校教育研究部図工部長 (神戸市立御蔵小学校長)	男 54	2期目
社会教育	タマモリ たりほ 玉森 たりほ	神戸市婦人団体協議会理事	女 78	2期目
家庭教育	カノウ ジョウイチ 加藤 巡一	神戸市青少年育成協議会委員	男 74	新任
学識経験	クマダ シツサ 熊田 司 (会長)	関西学院大学講師 (元和歌山県立近代美術館館長) 「近代日本美術史学」	男 69	5期目
	カワサキ 晃一 河崎 晃一	甲南女子大学教授 「戦後日本美術史学」	男 66	新任
	ヤマワキ サエヨ 山脇 佐江子	独立行政法人国立美術館監事 「美術評論家」	女 71	2期目
	マスノ トシノリ 増野 俊則	神戸新聞社論説委員 (元神戸市立博物館副館長)	男 69	3期目
その他 大学生 (教育委員会が適当と認めるもの)	ヤマダ リオ 山田 莉緒	大学生 (甲南大学地域連携センター推薦)	女 21	2期目

※ 委員の在任期間は、通算して10年を超えないこと。

(順不同)

※ 女性委員が35%以上になるように努めること (3人で37.5%)

委 嘱 状

〇〇 〇〇 様

あなたを神戸市立小磯記念美術館協議会委員に委嘱します。

委嘱期間 平成31年 1月 1日から
平成32年12月31日まで

平成31年1月1日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

[参考]

神戸市立小磯記念美術館協議会について

1 設置の趣旨

学校教育・社会教育・家庭教育の向上に資する活動を行う者・学識経験者の各分野から、美術館の運営に関して意見をいただき、「開かれた美術館づくり」に資する。

2 美術館協議会の役割

美術館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

3 会議の回数

定例会は、年1回(但し、必要に応じ、臨時会を開催する。)

4 委員構成

全委員数 8名 [内訳 学校教育関係 1名、社会・家庭教育関係 2名、学識経験者 4名、その他(教育委員会が適当と認めるもの)1名]

5 設置の根拠:

【博物館法】

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

【博物館法 施行規則】

第18条 法第22条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

【神戸市立小磯記念美術館条例】(美術館協議会)

第11条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他教育委員会が適当であると認める者の中から教育委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に(以下略)

【神戸市立小磯記念美術館条例施行規則】(協議会の会長及び副会長)

第16条 条例第11条に規定する神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会の議事その他の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第17条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて小磯記念美術館長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、会長の決するところによる。

第18条 会長は、会議において関係職員の説明又は資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べるができる。